

報告事項1（意見聴取）

平成29年5月定例府議会提出予定の議案について

平成29年5月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成29年5月17日

○条例案

- 1 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|-----------------------------------------|
| 5月18日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 5月24日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 5月25日 | 5月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額を改正する。 施行日：公布の日

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正（概要）

教育庁教職員室教職員人事課

■改正の理由

- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）」第 4 条第 1 項の規定に基づき、公務災害補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされている。
- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 80 号）により、医療職俸給表（一）、（二）の改定が平成 28 年 4 月 1 日から適用されることに伴い、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 58 号）」により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の休業補償等の算定の基礎となる補償基礎額が引き上げられたため、当該補償基礎額に関し、所要の改正を行う。
- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に扶養親族がある場合に補償基礎額に加えられる扶養加算額が改定されたため、当該扶養加算額に関し、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ① 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額を改定する。（第 3 条関係）
- ② 学校医等の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

■施行期日

- ・公布の日

（理由）政令が既に施行されており、速やかに改正する必要があるため。

ただし、①については、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、②については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・補償基礎額について、財政課と調整済み
- ・知事による教育委員会への意見聴取の予定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条）

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前																																																								
	<p>(補償基礎額) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の負傷若しくは死亡原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 (略)</p>	<p>(補償基礎額) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の負傷若しくは死亡原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき二百十七円(学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p>																																																								
別表(第三条関係)	<table border="1"> <tr> <td>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</td> <td>五年未</td> <td>五年以上</td> <td>一〇年以上</td> <td>一五年以上</td> <td>二〇年以上</td> <td>二五年以上</td> </tr> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>七、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>一〇、〇〇〇</td> <td>一一、〇〇〇</td> <td>一二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>五、〇〇〇</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>七、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>師の補償基礎額</td> <td>一七〇</td> <td>一四八</td> <td>八三八</td> <td>九九五</td> <td>八八八</td> <td>三五〇</td> </tr> </table>	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二五年以上	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	六、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇	学校薬剤師の補償基礎額	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	師の補償基礎額	一七〇	一四八	八三八	九九五	八八八	三五〇	<table border="1"> <tr> <td>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</td> <td>五年未</td> <td>五年以上</td> <td>一〇年以上</td> <td>一五年以上</td> <td>二〇年以上</td> <td>二五年以上</td> </tr> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>七、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>一〇、〇〇〇</td> <td>一一、〇〇〇</td> <td>一二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>五、〇〇〇</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>七、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>師の補償基礎額</td> <td>一三三</td> <td>一一〇</td> <td>八一五</td> <td>九八〇</td> <td>八七八</td> <td>三四〇</td> </tr> </table>	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二五年以上	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	六、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇	学校薬剤師の補償基礎額	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	師の補償基礎額	一三三	一一〇	八一五	九八〇	八七八	三四〇
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二五年以上																																																				
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	六、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇																																																				
学校薬剤師の補償基礎額	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇																																																				
師の補償基礎額	一七〇	一四八	八三八	九九五	八八八	三五〇																																																				
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二五年以上																																																				
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	六、〇〇〇	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一二、〇〇〇																																																				
学校薬剤師の補償基礎額	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇																																																				
師の補償基礎額	一三三	一一〇	八一五	九八〇	八七八	三四〇																																																				

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項の規定は平成二十九年四月一日から、新条例別表の規定は平成二十八年四月一日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例第三条第三項（附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償等の補償基礎額の特例）

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに平成二十九年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての新条例第三条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三百三十四円）を」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

（補償基礎額が改正前の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の規定による補償基礎額を下回る場合の特例）

- 5 前項の規定により読み替えて適用する新条例第三条第三項の規定による補償基礎額が改正前の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例第三条第三項の規定による補償基礎額を下回る場合の平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額については、前項の規定により読み替えて適用する新条例第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。